

取扱説明書

《特記事項》

- (1) ダンプやトラック全般(軽トラック含む)・工事用車両(貨物や特殊車両含む)・改造車両(マフラー音が近隣に迷惑になる車両含む)・荷物専用車両・自動二輪や自動三輪車両(オートバイ、バイク、自転車)の駐車を禁止します。
- (2) 本駐車場は、区画内(白線又はロープの内側)に納まる大きさの契約車両のみの契約です。
ただし、区画内に納まる場合であっても、他の車の通行、駐車、ドアの開閉などに支障をきたすなど、特段の事情が生じた場合は、退去をしていただく場合があることを乙は了承するものとします。
- (3) 駐車場の維持管理や補修作業の為、車の移動をお願いする場合がありますので、すみやかにご協力願います。
- (4) 近隣住民に対し迷惑となる行為(ドアの開閉時の音、エンジンの空吹き、長時間のアイドリング、大声で話す等)はしないように注意して下さい。早朝・深夜は特にご注意願います。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用車両のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上



道路

